

第33回ふれあい戸河内まつり「屋台縁日エリア」出店要領

(令和8年5月8日版)

1 目的

ふれあい戸河内まつりの賑わいを創出するため、親子または子どもが楽しめる「屋台縁日エリア」を設けるため、ワークショップ等を開設する出店者の出店条件等を定める。

2 実施日時

実施日	準備時間	営業時間
令和8年8月1日(土)	13:00~16:00	16:00~21:30

※遅くとも17:00には営業を開始してください。

3 実施場所

戸河内ふれあいセンター前駐車場内「屋台縁日エリア」

4 出店条件等

(1) 出店資格等

出店者は、次の出店資格を有し、従事者を含め暴力団関係者と無関係であると誓約した出店申込者の中から選定する。

なお、出店申込者が多数の場合は、関係性や実績等を踏まえ、選定しない場合もある。

- ① 町内在住の個人
- ② 町内所在の各種団体・企業
- ③ 実行委員会委員の所属団体等
- ④ その他実行委員会が認める個人・団体等
- ⑤ 実行委員会が認めたまたは出店依頼を受けた町外在住の個人・団体等

(2) 出店場所等

出店場所は、別紙「屋台縁日エリア(予定)」の出店テント内で、出店者が希望した出店ブース(コマ数)を踏まえ、決定する。

なお、1コマは3m×3mのスペースを1コマとする。

また、出店の設営や商品の販売に当たっては、店舗の飾付け、従事者の服装、商品の包装など出店者の特色を活かしたユニークな店舗になるよう努めること。

その他ごみの減量化や分別のしやすさに留意すること。

(3) 出店内容・価格設定

親子または子どもを対象とした、体験型のアトラクションやものづくり体験のワークショップ等を出店すること。なお、出店に付随する物品の販売も可能とするが、飲食物の販売は行わないこと。

販売・体験価格については、各事業者において設定するものとする。

(4) 出店者負担金

出店者は、次表の種別・数量に応じて、出店者負担金を負担するものとし、出店者会議の際に集金する。

種別	規格	単位	負担金単価
区画	3m×3m ※テント持参の必要あり	1コマ	町内 4,000円 町外 6,000円
照明		1個	1,000円
電源	100V、2口コンセント式 ※1個(2口付き)単位で課金	1個	2,500円

①事務局では、共用流し台(ふれあいセンター駐車場内)を用意する。

②出店に係る備品は各事業者で極力用意すること。

③当日借入を希望する備品に関しては、事前に事務局へ相談すること。

(5) 諸手続き

①(消防関係)露店等の開設手続き

火気器具を使用する場合は、広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所への「露店等の開設届出書」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

また、消防署から指摘事項があった場合は、当日までに対応すること。

②(暴力団追放関係)暴力団追放に関する手続き

露店を出店する場合は、山県警察署への「暴力団追放に関する誓約書」、「従事者名簿」及び「運転免許証等の写し」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

5 当日の営業条件等

(1) 通行規制

当日、町道駅裏線は、16時から21時45分まで出店関係車両を含め車両通行止めとなることから、出店ブースの設営や資材搬入等のための車両の乗り入れは、16時まで完了すること。また、通行止め期間中に撤退する事業者については、誘導員の指示に従って事故のないよう配慮しながら撤退すること。

なお、16時以降に資材等を搬入する場合は、出店者用駐車場(JR可部線跡地駐車場)又はステージ裏で荷下ろしし、台車等により搬入すること。

(2) 出店者用駐車場

出店者用駐車場は、JR 可部線跡地駐車場（予定）とするが、出店者には、「出店者駐車許可証」を各2枚配布するので、車外から「出店者駐車許可証」が確認できる車内の任意の場所に表示すること。

(3) 営業時間等

① 準備時間（13時～16時30分）

出店ブースの設営は、準備時間内に完了すること。

なお、前日搬入又は当日の午前中に資機材等を搬入したい場合は、前々日までに事務局に連絡すること。

② 営業時間（16時～21時30分）

営業時間の開始時間前や終了時間後に営業活動を行わないこと。

③ 撤去時間（21時30分～撤去完了）

21時30分営業終了の事業者は、営業時間の終了前に商品が売り切れた場合は、撤去を開始できるが、子ども広場エリアへの車両の乗り入れは、通行規制により21時45分以降に開始すること。

なお、出店ブース内で発生したゴミは、出店者自身で処分すること。

(4) 開催中止事由

次の事由に該当する場合は、前日夕方又は当日朝に中止を決定し、防災行政無線や安芸太田町ホームページ等により中止を広報するほか、出店者には、個別の連絡方法により中止を連絡する。

- ① 気象警報（大雨警報、暴風警報等）の発表など荒天の可能性が高い場合
- ② 天変地変その他中止せざるを得ない場合

6 その他

(1) 当日の実績報告

次回以降の開催に向けて参考とするため、出店者は当日の来客数や売上状況等を実行委員会へ報告すること。

別紙「屋台縁日エリア（予定）」

